

## 福島市水道局請負工事監督規程

### (目的)

第一条 この規程は、法令に定めがあるもののほか、福島市水道事業会計規程（平成三十一年水管規程第五号。以下「会計規程」という。）及び福島市水道局請負工事契約約款（以下「約款」という。）に規定する監督員及び監督員の行う請負工事（以下「工事」という。）の監督について、その適正な執行を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (監督員)

第二条 会計規程第百八十二条の規定に基づく監督員の指定は、一工事ごとに、当該工事の担当課及び施設管理センターの所属長から指定された者が行うものとし、監督員の業務は、次のとおりとする。

- 一 工事（会計規程第百八十二条に規定する監督員の一般的職務及び約款第九条第二項に規定する権限を有する工事。以下同じ。）の監督に関すること。
  - 二 福島市水道局工事成績評定基準（以下「評定基準」という。）に定める工事の成績評定に関すること。
  - 三 福島市水道局元請・下請関係適正化指導要綱により、受注者の適正な施工体制の確保等に関すること。
- 2 監督員が前項の権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合において監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行ったときには、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
- 3 契約図書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。
- 4 工事等の品質を確保するため、別に定める主たる工種に特殊な工法、新材料を採用する工事、又は施工条件及び施工難易度が高いと認められる工事、低入札価格調査制度調査対象工事等については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じて、複数の監督員において監督（以下「重点監督」という。）を行うものとする。

### (工事の監督)

## 第三条 削除

### (監督員の責務)

第四条 監督員は、会計規程及び約款並びに契約書、設計図書その他関係図書に基づき、契約履行の過程における工程管理、品質管理、出来形管理等について、適正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 監督員は、監督の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - 一 建設業法第十八条により、請負契約の当事者である発注者と受注者は、対等な立場で合意したことに基づき、契約に定められた条項を誠実に履行しなければならないことから、監督員は、受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って接すること。
  - 二 工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認する場合においては、自らの知識、経験から主観にとらわれたり、受注者の対応に感情的になったりすることのないよう、常に客観的かつ公正な判断と態度に心がけること。

- 三 受注者その他利害関係者に対し常に良識を持ち厳正な態度で臨まなければならない。ただし、受注者とは対等の立場であるとの認識を持って接しなければならない。受注者に対して優位にあるかのような態度は厳に慎まなければならない。
  - 四 契約締結後、受注者に対して、当該工事の目的、契約図書の内容等を正確に説明し、技術的に完全な工事が遂行されるようにすること。
  - 五 工事の着手に先立ち、受注者と協力して工事の概要を地元関係者及び工事現場付近住民に伝え、工事に対する理解と協力を求めること。
  - 六 工事に関して、関係機関（警察署、消防署、JR、占用物設置者等）との協議、調整等における必要な措置を受注者と協力して行わなければならない。
  - 七 工事の適正な施工を確保するため、工事現場を巡視し、工事の施工状況に応じて必要な監督員検査、立会及び提示を行わなければならない。受注者との協議、確認等を行う場合は、先入観を持たず、その指示、協議等は具体的かつ明確に行うこと。ただし、受注者に対しての盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識、経験に照らして評価、判断する態度に努めること。
  - 八 受注者、地元関係者及び工事現場付近住民との関係に留意し、紛争及び迷惑を生じないように努めなければならない。この場合において、工事に関する苦情、要望等に対しては、速やかに調査を行い、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。
  - 九 当該工事の関係者以外の第三者に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するため、建設業法（昭和二十四年号外法律第百号）第二十五条の二十七第二項による建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第四百九十六号）に示す計画、設計及び施工の基準を遵守し、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、工事の安全な施工の確保及び公衆災害の発生防止に万全を期さなければならない。
  - 十 監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げるものがないようにするとともに、監督上知り得た業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- 3 監督員は、工事の着手に先立ち、必要に応じて、次に掲げる当該工事に係る事前調査等を行うものとする。
    - 一 工事基準点の確認、把握
    - 二 既設構造物の把握
    - 三 支給材料及び貸与品の確認
    - 四 事業損失防止家屋の把握及び受注者と協力した調査及び立会
    - 五 受注者が行う官公庁等への届出の把握
    - 六 約款第十六条に規定する工事用地の把握
    - 七 その他必要な事項
  - 4 一工事において、二名以上の監督員を置いた場合は、約款第九条第三項に規定するそれぞれの監督員が分担して有する権限の業務内容について、監督員単独ではなく、複数で把握し、互いに補完しあいながら行うものとする。
  - 5 工事の着手前又は工事の途中において監督員の変更があるときは、前任の監督員

は、正確かつ速やかに、後任の監督員又は指示された者に当該工事に関する必要な事項を引き継ぎ、これを担当課長等へ報告しなければならない。

(契約図書に基づく処理方法)

第四条の二 監督員は、約款第九条第五項に基づく催告、請求、通知、報告等の書類が提出された場合は、その内容を十分に検討しなければならない。

2 約款第九条第二項及び第四項の規定により契約図書に示された指示、承諾、協議、提出、受理、報告及び通知並びに確認及び検査等について、特に様式が定められているものを除き、工事打合せ簿（様式第一号）にて適正に処理するものとし、監督員は、受注者に指示又は協議する必要がある場合は、速やかに所属長等に報告しなければならない。

3 監督員は、前項の処置を適切に行うため、工事現場等の状況を的確に把握しなければならない。また、問合せ等に対しては、できる限り一日あるいは適切な期限までに回答するよう努め、一日での回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、期限を連絡するなど、次の段取りができるよう速やかに何らかの対応をしなければならない。

4 回答した期限を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな回答期限を連絡するものとする。

5 工事打合せ簿については、正本を発注者が保管し、副本を受注者が保管するものとする。

(監督員の指示)

第五条 削除

(工事の促進)

第六条 監督員は、工程表及び履行状況報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて指示を行い工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、受注者と協議するとともに、速やかにその旨を所属長等に報告しなければならない。

2 監督員は、天災その他の事故によって工事の進捗が妨げられたときは、速やかに所属長等に報告し、その指示に基づき受注者に対し、必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査して所属長等に報告しなければならない。

(原寸図等の検査)

第七条 監督員は、必要があると認めるときは、受注者の作成した原寸図等を審査し、承認をしなければならない。

(改造請求)

第八条 監督員は、約款第十七条第一項の規定に基づき、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められるときは、受注者に対し改造を請求し、完全な工事を実施しなければならない。

(工事の立会又は確認)

第九条 監督員は、次の各号に掲げる工事の施工段階（段階確認を含む。）において、

会計規程第百八十二条の規定に基づき、工事が契約図書のとおり行われているかどうかを確認及び把握するため又は設計図書及び仕様書の規定により工事の施工に伴う監督員検査を実施するため、臨場し確認しなければならない。

- 一 材料の調合を要する工事
- 二 水中又は地下に埋設する工事
- 三 完成後外面から明視することのできない工事
- 四 その他特に重要な工事

- 2 前項の確認及び監督員検査は、設計図書及び仕様書等に示された確認時期に適切に行うものとし、受注者から工事確認書（様式第二号）により確認・立会願の請求があったときは、速やかに行うものとする。
- 3 監督員は、確認及び監督員検査に先立ち、受注者の社内検査に従事する者（当該工事に従事していない社内の者で、十年以上の現場経験を有する者。以下「社内検査員」という。）が実施した社内検査の結果及び品質管理記録について、受注者より提出を受けなければならない。
- 4 監督員は、受注者が定めた社内検査員について、施工計画書により、その氏名、資格、経歴等を確認しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。
- 5 監督員は、第一項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により臨場ができない場合は、その旨を受注者に通知し、施工管理記録、図面、写真、見本等の関係資料の提出を受け、適切な方法により施工状況等を確認し、所属長等の承認を得たうえで、立会を書面（机上）に代えることができるものとする。ただし、書面（机上）とした場合においても、書面（机上）検査日程の調整や社内検査等の手続については臨場による段階確認と同様の扱いとする。
- 6 約款第十七条第二項及び三項の規定に基づき、約款第十三条第二項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定による検査及び立会を請求しないで工事を施工し、かつ、写真その他の方法による記録により当該施工部分の適否を確認することが困難な場合において、監督員は、所属長等の指示を受け、必要と認められる場合は、工事目的物の一部を破壊し、当該施工部分の確認をすることができる。
- 7 監督員は、確認及び立会の結果を工事確認書の確認・立会結果書欄に記録し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 8 監督員は、第三条第一項第三号により施工体制の点検を実施し、現場代理人及び技術者の配置、施工体制台帳及び施工体系図の作成並びに施工体系図が工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されているかなど、建設業法及び入契法の規定に違反していないかを随時確認し、改善すべき事項があると認められるときは、改善を指示するものとする。
- 9 監督員は、受注者が工事を下請負に付している場合において、前項と同様に施工体制の点検を実施し、当該下請負が建設業法第二十二条に規定する一括下請に付したと認められる場合、又はその疑いがある場合については、当該事実の確認後、速やかにその内容を所属長等に報告するとともに、その指示を受けなければならない。  
(材料検査)

第十条 監督員は、約款第十三条第二項に規定する工事に使用する材料の搬入があったときは、使用前に受注者の提出する工事材料検査申請書（様式第三号）により行い、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の検査は設計図書に基づき、その品質、数量等の適否を検査し、当該検査に合格した材料を一定の場所に集積させ、検査未済又は不合格の材料と明白に区分しておかなければならない。

3 監督員は、前項の検査を行ったときは、検査の状況を記録するとともに不合格となった材料は速やかに工事現場から搬出させなければならない。

（仕様書、設計書及び図面と工事現場の状況との不一致）

第十一条 監督員は、次の各号に掲げる事項について、約款第十八条第一項の規定に基づき、自らその事実を発見したとき又は受注者から通知を受けたときは、受注者立会のうえ、直ちに調査を行わなければならない。

一 設計図書が一致しないこと。

二 設計図書に誤り又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 設計図書に表示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。

五 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、当該事実の確認後、速やかにその内容を所属長等に報告するとともに、指示を受け、受注者に対し、調査結果（措置が必要となる場合は当該指示を含む。）を調査終了後十四日以内（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）に通知しなければならない。

（設計図書の変更）

第十一条の二 監督員は、前条の確認の結果を含め、約款第十九条の規定により設計図書を変更する必要があると認める場合は、当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで、設計変更の理由及び変更内容について決裁権者の承認を受けなければならない。

2 工事内容及び工期を変更する場合は、その主な変更概要、具体的な変更理由を記述した変更理由書を付した設計変更に係る図書を作成し、速やかに所定の手続を行い、変更の内容を受注者に指示するものとする。

3 監督員は、設計図書の変更に伴い、工期の変更が必要と認められる場合は、工期の算定を適切に行うものとする。

4 設計変更は、請負金額変更の有無にかかわらず、工事打合せ簿により手続の記録を整備しなければならない。

5 設計変更に伴う変更契約の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

6 前項の事務処理は、会計規程第一百五十一条第二項により行い、最終の変更契約締結依頼は契約工期の末日から十四日前までに行うものとする。

7 前項の規定にかかわらず、請負金額及び工期等に変更がない場合において、現場

の納まり、取付け位置又は施工方法を多少変える程度のもので、軽微なものと認められるときは、監督員の判断により変更することができる。この場合において、監督員は、それらの内容及び状況を、遅滞なく所属長等に報告するとともに、確認を受けなければならない。

(工事の一時中止)

第十二条 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められる場合は、所属長等に報告するとともに、指示を受け、その内容を受注者に通知しなければならない。

2 監督員は、前項の一時中止を解除する場合は、速やかに受注者に通知しなければならない。

3 監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要があると認められる場合は、工期の算定を適切に行うものとする。この場合において、工事を中止する際は、あらかじめ中止期間中の維持・管理計画等について、受注者と協議を行うものとする。

(臨機の措置)

第十三条 監督員は、災害防止、その他工事の施行上、受注者に対し臨機の措置をとらせる必要があるときは、速やかに所属長等に報告するとともに、受注者に対し臨機の措置を請求しなければならない。

2 監督員は、前項に規定するほか、受注者から災害防止その他工事の施工上やむを得ない理由があり独断でとった措置について報告を受けたときは、所属長等に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第十四条 監督員は、約款第十二条第二項の規定に基づき、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、当該工事の施工又は管理に関し、著しく不適当と認められる者がいるときは、所属長等に報告するとともに、指示を受け、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(工事現場発生品の処理)

第十四条の二 監督員は、設計図書に定められた現場発生品について、引渡し又はその処理方法について指示した場合は、受注者より、現場発生品調書（様式第四号）を受領し、規格及び数量等を確認し受入するものとする。ただし、建築関係工事についてはこの限りでない。

(工期の延長)

第十五条 監督員は、受注者から工期の延長の求めがあったときは、延長の理由及び内容を審査し、意見を付して、所属長等に報告しなければならない。

(工事の未着手等)

第十六条 削除

(建設副産物の処理)

第十七条 監督員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三

十七号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。以下「建設リサイクル法」という。)等に基づき、工事の施工に伴い発生する建設副産物が適正に処理されていることを確認しなければならない。

- 2 監督員は、特別管理産業廃棄物のうち特定有害産業廃棄物である石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等及び石綿含有成形板(以下「石綿含有建材」という。)を除去する工事にあつては、前項の法令のほか、大気汚染防止法(昭和四十三年法律九十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)その他石綿処理に関する諸法令、石綿暴露防止対策、特別管理産業廃棄物保管基準、産業廃棄物保管基準等が遵守、徹底されていることを確認しなければならない。
- 3 監督員は、特別管理産業廃棄物のうち特定有害産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む機器類等や特別管理産業廃棄物である廃油、廃アルカリ、鉛蓄電池の電解液、アルカリ蓄電池の電解液等を廃棄又はフロン、六フッ化硫黄ガス等を回収、処理を行う工事にあつては、第一項の法令のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)その他関係する諸法令、特別管理産業廃棄物保管基準等が遵守、徹底されていることを確認しなければならない。
- 4 監督員は、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物)、土砂、砕石その他の建設資材を搬入する工事又は特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト塊)、建設廃棄物(建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、石綿含有建材(飛散性)等)、建設発生土の建設副産物を搬出する工事にあつては、建設リサイクル法の規定に基づき、適切な処理がされているか把握しなければならない。
- 5 監督員は、工事着手時において、受注者より、建設リサイクルガイドラインに基づく、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の提出を受けなければならない。
- 6 監督員は、工事竣工時において、遅滞なく受注者より、建設産業廃棄物処理結果報告書(様式第五号)及び建設リサイクルガイドラインに基づく、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」の提出を受け、実施状況を把握しなければならない。
- 7 監督員は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認しなければならない。

(工事目的物の損害等)

第十八条 監督員は、約款第三十二条に規定する工事目的物の引渡しを受ける前に、工事目的物又は工事材料の損害を生じたとき、若しくは工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに受注者に事故等発生報告書(様式第六号)を提出させ、その原因及び損害の状況等を調査し、所属長等に報告し、その指示を受けなければならない。この場合において、必要に応じて、受注者に対し、二次災害防止の措置を求めるものとする。

2 前項の損害について、発注者がその損害を賠償しなければならないと認められる場合は、監督員は、必要書類を整理するものとする。

3 担当課長等は、福島市水道局競争入札参加停止等取扱要綱の規定により、次の各号に該当する事実、又はその疑いがある場合については、監督員にその事実を確認させ、必要書類を整理のうえ、事故等報告書（様式第七号）により、速やかに水道総務課長へ報告しなければならない。

- 一 虚偽記載
- 二 過失による粗雑工事等
- 三 契約違反
- 四 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
- 五 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故

4 監督員は、受注者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年号外法律第七十七号）第二条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与していると判明した場合、又は受注者が下請契約若しくは資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方として、反社会的勢力等が関与していることを知りながら当該者と契約を締結したと判明した場合については、その事実を確認のうえ、所属長等に報告し、その指示を受けるとともに、その結果について、速やかに水道総務課長へ報告しなければならない。

（部分使用及び部分検査）

第十八条の二 監督員は、約款第三十四条第一項の規定に基づき、工事目的物の全部又は一部を引渡し前に部分使用を行う必要があるときは、受注者から部分使用承諾書（様式第八号）により部分使用に係る承諾を得なければならない。

2 監督員は、前項の承諾が得られたときは、速やかに検査を依頼するものとする。

（部分払い及び既済部分検査）

第十九条 監督員は、約款第三十八条第二項の規定に基づき、受注者から既済部分検査請求書（様式第九号）により出来高に対する部分払の請求があったときは、設計図書と出来形部分等を確認のうえ、当該請求に係る出来高の調書を作成し、速やかに検査を依頼するものとする。

（検査の準備）

第十九条の二 監督員は、検査の実施に必要な書類、資機材、人員その他必要なものを受注者に指示し、又は自ら準備しなければならない。

2 監督員は、検査に先立ち、受注者から提出を受けた次の各号に掲げる資料及び記録を整理し、検査員に提示しなければならない。

- 一 契約に関するもの（契約書等）
- 二 出来形管理資料（出来形図、出来形管理、出来形数量又は出来形計測資料）
- 三 施工管理の結果資料（工程表、品質管理資料、品質証明資料、工事写真）
- 四 安全管理に関する資料
- 五 設計図書で指示した工事材料の試験結果
- 六 上記以外の使用材料に関する資料
- 七 設計図書で指示した施工立会の記録

- 八 建設産業廃棄物処理結果報告書
- 九 社内検査結果資料
- 十 その他検査員が必要と認める書類

(中間検査)

第十九条の三 監督員は、契約図書に定めるもののほか、約款第三十二条の二第一項の規定により中間検査が必要と認められる場合は、中間検査の実施を請求しなければならない。

- 2 監督員は、次の各号に該当する工事については、工事着手後速やかに実施工程表を検査員へ提出しなければならない。ただし、請負金額が二百万円未満の工事等及び評定基準第三条に規定する評定の対象とする工事以外の工事等については除く。
  - 一 埋め戻し、巻き立て、被覆等により、竣工検査時に出来形、品質の確認が著しく困難になると予想される工事
  - 二 施工上の重要な変化点で確認を必要とする工事（原則として、工期が複数年度にわたる工事をいう。）
  - 三 その他水道局長が必要と認める工事

3 前項に該当する工事において、工事着手後に実施工程に変更が生じた場合は、受注者から提出される変更実施工程表を遅滞なく提出するものとする。

(部分引渡し及び一部竣工検査)

第十九条の四 監督員は、約款第三十九条第一項の規定により部分引渡しを受けようとするときは、部分引渡しに係る請負代金の額を算定し、速やかに検査を依頼するものとする。

(竣工検査)

第二十条 監督員は、受注者から工事完成の確認請求があったときは、受注者が立会のうえ、直ちに監督員検査を実施しなければならない。この場合において、出来形、品質に不適合がある工事、未竣工工事又は補修すべき部分を発見したときは、受注者に対し、これらを是正するよう指示しなければならない。

- 2 監督員は、前項並びに同項の確認を完了し、受注者から約款第三十二条第一項の規定に基づく工事完成届（様式第十号）の提出があったときは、次の各号に示す要件を全て満たしていることを確認のうえ、同届及び約款第二十一条第二項に示す工事の完成を確認するための図書、資料、記録等を精査し、竣工検査前チェックリスト（様式第十一号）を添えて、速やかに検査を依頼するものとする。
  - 一 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
  - 二 監督員の指示した事項が全て完了していること。
  - 三 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。

(検査の立会)

第二十条の二 監督員は、福島市水道局請負工事検査規程（平成二十二年水道局管理規程第八号）第九条の規定に基づき、検査員が実施する検査に立会、必要な資料の提出や監督の執行状況の説明を求められたときは、これに応じ、協力しなければならない。

2 所属長等は、監督員が病気、事故その他やむを得ない理由により前項の立会がで

きないときは、当該所属職員のうちから工事内容について承知している者を代理として指名し、立会わせなければならない。この場合において、所属長等は、速やかに営業企画課長へ報告しなければならない。

(検査の通知)

第二十条の三 監督員は、検査に先立ち、受注者に対し、検査日を通知し、立会を求めなければならない。

(工事成績の評定及び通知)

第二十条の四 監督員は、当該工事の竣工又は一部竣工を確認したときは、評定基準に定めるところにより第一評定者として、第一評定を行うものとする。

2 監督員は、請負金額二百万円以上の工事において、当該工事の竣工又は一部竣工検査が終了し、当該工事の検査員から工事成績評定の結果に関する資料を受領したときは、その結果を所属長等に報告し、受注者に対し、評定の結果を通知しなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第二十条の五 監督員は、当該工事の竣工又は一部竣工に合格した後に、受注者が工事目的物引渡書(様式第十二号)により、工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

(支給材料等の取扱い)

第二十一条 監督員は、受注者に工事に必要な備品の貸与又は材料を支給する場合は、受注者立会いの元検査し、引渡しを行うものとする。

2 監督員は、前項の引渡しを行う場合は、受注者より貸与品借用書(様式第十三号)又は支給品受領書(様式第十四号)を受領するとともに、必要に応じ、支給材料受払簿を作成し、その用途を明確にしておかななければならない。

3 第一項の規定による検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合又は使用に適当でない認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を引渡す等の措置を講じなければならない。

4 監督員は、工事の完成、変更又は解除等によって支給材料及び貸与品の精算又は返還を受ける場合は、第一項の検査を行い、受注者より支給品精算書(様式第十五号)又は貸与品返納書(様式第十六号)を受領するものとする。

(監督日誌)

第二十二条 監督員は、受注者の工事施工について監督又は指示その他当該工事の施工に関する事項及びその状況を工事監督記録(様式第十七号)に記録しておかななければならない。ただし、軽易な請負工事についてはこの限りでない。

(備付けの書類及び帳簿)

第二十三条 監督員は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を整理しておかななければならない。

- 一 設計書
- 二 図面
- 三 仕様書
- 四 工程表

五 工事監督記録

六 その他工事監督に必要な書類

(委託業務等の監督)

第二十四条 設計、測量及び調査の委託並びに運搬その他の請負に係る監督については、この規程に準じて行うものとする。

(適用除外)

第二十四条の二 この規程は、次の各号に掲げるものについては、適用しない。

一 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項及び会計規程第七百七十四条に規定する随意契約による請負金額百三十万円未満の工事等

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する地震、洪水、暴風、豪雨、豪雪その他の異常な自然現象等が原因により生ずる災害並びに同法第九十七条に規定する著しく激甚である災害又は事故等により応急措置若しくは応急復旧（被害の最小化や緊急的に機能回復、現状復旧を図る工事）が迅速かつ的確に行われるよう措置しなければ市民の生命、身体及び財産に危害又は市民生活等に重大な支障並びに影響が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要により競争入札に付することができない工事等（以下「緊急工事」という。）。ただし、災害応急対策又は緊急性の高い災害復旧に関する緊急工事にあつては、地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第五号に規定する随意契約で特別な事由がある場合はこの限りではない。

2 各担当課等において、特別な事由があると認めるときは、この規程は適用しない。

この場合において、各担当課等において、監督の実施に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第二十五条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。



# 工事確認書

課長	課長補佐	係長	係員	監督員

## 確認・立会願

年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

受注業者名

現場代理人名

工事名	第 号		
工事場所			
事 項	位 置 等		

## 確認・立会結果書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名

確認・立会年月日	年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 （ 机 上 ）
結 果 判 定	
指 示 事 項 （ 記 事 ）	

指示事項等処置完了確認

年 月 日 監督員





# 建設産業廃棄物処理結果報告書

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

受注者 住所  
氏名

年 月 日契約の 工事により発生した建設産業廃棄物については、下記により適正に処理したので、仕様書第122条により報告します。

## 記

### 1. 工事概要

- （1）契約番号 第 号
- （2）工期 年 月 日 ~ 年 月 日
- （3）工事場所
- （4）請負金額

### 2. 処理結果

番号	廃材の種類	数量 (1)	単位	処理方法 (2)	処理施設名称 処理施設所在地	運搬距離 (3)	備考
①			t m <sup>3</sup>	最終、中間 自社、再利用			
②			t m <sup>3</sup>	最終、中間 自社、再利用			
③			t m <sup>3</sup>	最終、中間 自社、再利用			
④			t m <sup>3</sup>	最終、中間 自社、再利用			

- 注) (1) 該当する単位名の箇所を○印で囲むこと。  
(2) 該当する処理方法の箇所を○印で囲むこと。  
(最終：最終埋立処分、中間：中間処理処分、自社：自社処分とする。)  
(3) 発生現場から処理施設までの距離を記入すること。  
ただし、再利用の場合は、再利用する場所までの距離とする。  
(4) 完成検査時（写し）1部を検査員に提出するものとする。

局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	監 督 員

## 事 故 等 発 生 報 告 書

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

受注者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

請負いました下記工事において、工事関係者（公衆損害）事故が発生したので、下記のとおり報告します。

### 記

契 約 番 号	契 約 第 _____ 号				
工 事 名					
工 事 場 所					
契 約 工 期	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日	
請 負 金 額	<small>うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額</small>				
受 注 者	現場代理人		主任技術者 監理技術者		
監督員職氏名					

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 頃				
事故発生場所					
被 災 者	死亡 人		負傷 人		物損 円
	氏 名		氏 名		
	生年月日		生年月日		
	年 齡		性 別		年 齡
住 所					
勤 務 先					
被 災 の 程 度	死亡 ・ 負傷 (全治 _____ ・ 入院 _____ )		死亡 ・ 負傷 (全治 _____ ・ 入院 _____ )		

<p>事故発生状況</p>	<p>・どのような場所で ・どのような作業をしているときに ・どのような物又は環境で                  ・どのような不安全な又は有害な状況にあって ・どのようにして事故が発生したか                  等を詳細に記入し被災状況を図示すること</p>
<p>事故発生原因</p>	<p>安全衛生管理の措置が適切であったか</p> <p>労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか</p>
<p>安全管理の程度</p>	<p>A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる</p> <p>B 安全管理上の問題が認められ、請負者の安全管理の措置が不適切であったと認められる</p> <p>C 請負者の安全管理の措置は、おおむね適切だった認められる</p>
<p>その他</p>	

報告書は、福島市水道局が発注する請負工事に係事故等について提出こと。  
 報告書は、事故発生後速やかに提出すること。  
 報告書には、図面写真等の事故発生状況が判別できる報告書には、図面写真等の事故発生状況が判別できる書類及び労働者死傷病報告書類及び労働者死傷病報告(労働安全衛生規則第97条関係様式)の写しを添付すること。  
 被災者等で欄に不足が合生じる場合は、様式を適宜作成すること。

局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長

年 月 日

水道総務課長 様

課 長

## 事 故 等 報 告 書

下記工事において発生した事故等について報告いたします。

契約番号	契約 第 号			
工事名				
工事場所				
受注者	現場代理人		主任技術者	
			監理技術者	
契約工期	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日
請負金額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			
監督員職氏名				
事 故 概 要				
事故発生日時	年 月 日 ( )		時 分 頃	
事故発生場所				
被災者	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	
	年 齢	性 別	年 齢	性 別
住 所				
勤 務 先				
被災の程度	死亡・負傷（全治・入院）		死亡・負傷（全治・入院）	
事故発生状況及び経緯				
虚偽記載等				
今後の対応				

添付資料：事故等発生報告書一式



## 既 済 部 分 検 査 請 求 書

局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

住所

受注者  
氏名

請負いました下記工事について、福島市水道局工事請負契約約款第38条第2項による工事請負代金の部分払を請求したいので、同条第3項に定める工事既済部分の検査を請求します。

契 約 番 号	契 約 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	¥ <span style="float: right; font-size: small;">うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥</span>
工 期 (着工)	年 月 日 (完成) 年 月 日
請 求 額	¥ <span style="float: right; font-size: small;">うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥</span>

## 既 済 部 分 検 査 員 命 令

局 長	次 長	営業企画課長	技術管理室長	検 査 員

年 月 日

上記工事の既済部分確認のため、検査を命ずる。

\_\_\_\_\_

課 検査員 職氏名

\_\_\_\_\_

# 工 事 完 成 届

局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

年 月 日

福島市水道事業管理者 様

住所

受注者  
氏名

年 月 日契約の工事は、今回完成したので届け出ます。

契 約 番 号	契 約 第 号
---------	---------

工 事 名	
-------	--

工 事 場 所	
---------	--

請 負 金 額	¥ <span style="float: right; font-size: small;">うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥</span>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------

工 期	(着工) 年 月 日	(完成) 年 月 日
-----	------------	------------

完 成 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

## 工 事 の 完 成 検 査 員 命 令

局 長	次 長	営 業 企 画 課 長	技 術 管 理 室 長	検 査 員

年 月 日

上記工事の当該請負契約に係る履行の完了確認のため、検査を命ずる。

\_\_\_\_\_

課 検査員 職氏名

\_\_\_\_\_

様式第11号（第20条関係）

竣工検査前チェックリスト

契約番号	契約第	号
工事名		
監督員職氏名		

番号	項目	有・済	無・未
1	工事完成届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	契約書（変更）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	現場代理人及び主任技術者等の資格等の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	工事監督記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	工事成績評定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	工事写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	施工計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	配管工・溶接工届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	施工体制台帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	使用資材、工事材料確認資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	施工図、承諾図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	工事打合せ簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	工事確認書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	出来形管理資料（出来形図、出来形管理、出来形数量、出来形計測資料）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	品質管理資料（品質証明、出荷証明資料、継手管理表、その他）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	各種試験成績書（水圧試験、水質試験、漏水試験等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	社内検査結果資料（中間、完了）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	建設産業廃棄物処理結果報告書（委託契約書写し、産業廃棄物管理票写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	建設業退職金共済等（共済証紙受払簿、証紙貼付状況報告書、共済証紙受領書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	安全管理に関する資料（点検記録、店社パトロール、KY活動）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	竣工図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	工事週報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※書類の有無又は現場にて確認したかどうかチェックすること

## 工 事 目 的 物 引 渡 書

局 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	監 督 員

年 月 日
福島市水道事業管理者 様
受注者 住所 _____
氏名 _____
下記のとおり工事が完成しましたので引渡しします。
記

契 約 番 号	契 約 第 _____ 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 数 量	
工 期	(着工) _____ 年 月 日 (完成) _____ 年 月 日
完 成 年 月 日	_____ 年 月 日
請 負 金 額	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
検 査 年 月 日	_____ 年 月 日











